

## 秋田市行政事務システム更新に関する公募型プロポーザル評価基準書

### 1 審査の対象者

審査の対象者(以下「参加者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 別添「秋田市行政事務システム更新に関する公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)の「6 参加資格」を全て満たす者。
- (2) 実施要領の「12 企画提案書等の無効」の全てに該当しない者。

### 2 審査を行う者

「秋田市行政事務システム更新に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、秋田市行政事務システム更新に関する公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置しており、この審査委員会において審査する。なお、審査委員会が必要と認める場合、実務担当者が審査の補助を行うことができるものとする。

### 3 契約候補者の選定

審査の項目および配点は次の表のとおりとする。1次審査を通過し、2次審査において、合計点(1次審査の結果を含む)が最も高い者を契約候補者として選定する。

	審査項目		配点
1次 審査	見積書	価格評価点	250点
	実績(契約・パッケージ実績)	実績評価点	50点
2次 審査	機能要件一覧への適合	技術評価点	200点
	デモンストレーション		200点
	提案書およびプレゼンテーション		300点
		計	1,000点

#### (1) 1次審査の評価

評価基準は、提出された見積書ならびに別添「秋田市行政事務システム更新に関する公募型プロポーザル審査項目および評価基準」(以下「審査項目および評価基準」という。)における「1(1) 受託実績(契約)」および「1(2) 導入実績(パッケージ実績)」とし、評価点の合計の上位3者が2次審査へ通過する。なお、見積書に関する価格評価点は次のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = 250 \text{点} \times \left(1 - \frac{\text{見積価格}}{\text{提案上限金額}}\right)$$

※見積価格および提案上限金額は、更新および賃貸借費と保守および運用支援費5年分を含む。

(2) 2次審査の評価

ア 機能要件一覧への適合

評価基準は、審査項目および評価基準における「2 機能要件一覧への適合」とする。

イ デモンストレーション審査

評価基準は、審査項目および評価基準における「3 デモンストレーション」とする。

ウ 提案書およびプレゼンテーション審査

評価基準は、審査項目および評価基準における「4 提案書およびプレゼンテーション」とする。

4 その他

参加者が1者であっても2次審査まで実施する。